

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年7月6日（平成30年（行情）諮問第297号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第476号）

事件名：保有個人情報の更なる開示の手続の方法等の不開示決定（不存在）  
に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月10日付け金総第9776号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分を取り消し、請求した行政文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書については省略）。

保有している行政文書の開示を申し立てる。

平成28年11月22日付 行政文書開示請求書は配達証明便（特定番号）で送って、平成28年11月24日12時50分に届いている。

平成28年12月9日に受付したと受付日をねつ造して30日以内に決定をしていない。

「平成28年5月21日付 行政文書開示請求書」を、平成28年6月13日付で返送してきた。平成28年5月21日付 行政文書開示請求書と同じ内容を再送している。

返送してきた際「請求を維持する場合」とあったが、「同一の内容で送った開示請求書」あるいは「再送した開示請求書」が届いてから、直ちに措置の通知をしていない。嘘をついて騙した。

「同一の内容で送った開示請求書」あるいは「再送した開示請求書」が届いてから30日以上たって、決定をしている。

#### 1 保有個人情報の更なる開示の手続き方法の開示

保有個人情報の更なる開示の実施を行っている以上、「保有個人情報の

更なる開示の手続き方法」は存在している。

2 2011年3月18日、消費者庁のガイドライン改正「労働者以外の方からの通報であっても、当該通報が処分等の権限を有する行政機関への公益通報についての他の要件を満たす通報である場合には、当該行政機関は公益通報の場合と同様に対処する」に基づく、労働者以外の方からの公益通報の手続き方法の開示。

2013年12月2日から2014年3月18日の時点で

金融サービス利用者相談室

ご留意事項

公益通報者保護法に基づく通報をされる方は、「公益通報窓口」から通報してください。なお、相談室は外部の労働者の方からの公益通報の仕組みに関する質問等に応じています。

「なお、相談室は外部の労働者の方からの公益通報の仕組みに関する質問等に応じています。」と記載されていた。

公益通報を受理するかを決定する部署がある。通報者に受理するかどうかを回答する部署がある。当然、通報規定がある。

金融サービス利用者相談室で、公益通報の仕組みの説明をしていた。質問に回答していた。公益通報の説明と質問に回答できる資料がある。行政文書は存在している。

2011年3月18日、消費者庁のガイドライン改正「労働者以外の方からの通報であっても、当該通報が処分等の権限を有する行政機関への公益通報についての他の要件を満たす通報である場合には、当該行政機関は公益通報の場合と同様に対処する」とある。

「全省庁申し合わせて」ガイドラインの改正をしている。

公益通報者保護法に基づく、労働者以外の方からの公益通報の通報窓口がなければ違法である。

通報規定がなければ違法である。

公益通報者保護法に基づく、労働者以外の方からの公益通報の手続き方法は、存在している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年11月22日付け行政文書開示請求（同年12月9日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法9条2項に基づき、平成29年1月10日付け金総第9776号において不開示決定（原処分）をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

#### 1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書（本件対象文書）は、以下のとおりである。

① 保有個人情報の更なる開示の手続きの方法（本件対象文書1）

- ② 2011年3月18日、消費者庁のガイドライン改正「労働者以外の方からの通報であっても、当該通報が処分等の権限を有する行政機関への公益通報についての他の要件を満たす通報である場合には、当該行政機関は公益通報の場合と同様に対処する」に基づく、労働者以外の方からの公益通報の手続き方法（本件対象文書2）

## 2 原処分について

原処分は、本件対象文書については、保有していないことから不開示とする旨の決定を行った。

## 3 原処分の妥当性について

### (1) 本件対象文書1の存否について

行政文書の開示の実施については、法14条に定められているところ、同条4項において、「開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。」とされ、「更なる開示」の制度が規定されている。これに対して、保有個人情報の開示の実施については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）24条に定められているが、同法には法14条4項のような「更なる開示」の制度は規定されていない。

本件対象文書1は、「保有個人情報の更なる開示の手続きの方法」であり、行政機関個人情報保護法にいう「保有個人情報」について「更なる開示」の手続を記載した書面と解されるが、上記の通り、行政機関保有個人情報保護法上、「更なる開示」の制度自体が規定されていないため、その手続に関する文書についても作成しておらず、保有していない。

### (2) 本件対象文書2の存否について

公益通報者保護法上、公益通報の主体は労働者に限定されているが、消費者庁は平成23年3月18日に「国の行政機関の通報処理ガイドライン（外部の労働者からの通報）」（平成29年3月21日改正前のもの。以下「ガイドライン」という。）を改正し、各行政機関は、労働者でない者からの通報であっても、所要の要件を満たしている通報については、公益通報者保護法に規定する必要な調査及び適当な措置をとるよう努める旨規定した（ガイドライン2（6）①）。

本件対象文書2は、ガイドラインに基づく「労働者以外の方からの公益通報の手続」を記載した書面と解されるところ、本件開示請求当時、金融庁では、労働者でない者からの通報に係る手続を規定した規則や通達等は定めていなかった。労働者からの通報については、「外部の労働者からの公益通報保護規則」（平成30年1月4日改正前のもの。以下「本件規則」という。）を定めていたが、本件規則に労働者でない者からの通報に関する規定はなかった。

また、金融庁では、ガイドラインを踏まえ、退職者など労働者でない者からの通報についても、労働者からの通報と同様の取扱いをしていたが、労働者でない者からの通報に係る事務を行う際には本件規則を参照し、その手続に準じた取扱いをしていたため、ほかに労働者でない者からの通報に係る手続に関する文書は作成されていない。

よって、本件対象文書2については、本件開示請求時において、労働者でない者からの通報に係る手続を規定した規則等は定められておらず、ほかにその手続に関する文書も作成していないことから、保有していない。

#### 4 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月9日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成31年2月21日 審議
- ⑤ 同年3月7日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

##### (1) 本件対象文書1について

ア 本件対象文書1の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の3(1)のとおり、行政機関個人情報保護法には「更なる開示」の制度は規定されていないことから、更なる開示の手続に関する文書も作成しておらず、保有していない旨説明する。

イ 審査請求人は、金融庁が保有個人情報の更なる開示の実施を行っている以上、本件対象文書1が存在するとして、開示を求める旨主張する。

ウ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、審査請求人への保有個人情報の更なる開示の実施の有無及び理由を確認させたところ、諮問

庁は以下のとおり説明する。

審査請求人に対して、審査請求人から開示の請求があった保有個人情報について、既に行った開示実施とは別媒体での提供を行ったことはあるが、行政サービスとして行ったものにすぎない。

エ 諮問庁の上記ア及びウの説明に不自然、不合理な点はなく、本件対象文書1の保有の有無について、諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、金融庁において本件対象文書1を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象文書2について

ア 本件対象文書2の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の3(2)のとおり、金融庁では労働者でない者からの通報については、労働者からの通報について定めた本件規則の手に準じた取扱いをしていたため、本件開示請求当時、労働者でない者からの通報に係る手続に関する文書は作成していない旨説明する。

イ 審査請求人は、公益通報者保護法に基づく、労働者でない者からの公益通報の通報規定がなければ違法であり、本件対象文書2は存在するとして、開示を求める旨主張する。

ウ そこで、当審査会において、ガイドラインを確認したところ、ガイドラインには、労働者からの通報については、各行政機関は、その処理の仕組みについて内部規程を作成し、公表するよう定める一方、労働者でない者からの通報については、所定の要件を満たす場合には必要な調査及び適当な措置をとるよう努めるよう定めるにすぎず、労働者でない者からの通報について、その処理の仕組みについて各行政機関が内部規程を作成するよう求める記載はないと認められる。

エ そうすると、諮問庁の上記アの説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。

したがって、金融庁において本件対象文書2を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

本件対象文書 1 保有個人情報の更なる開示の手続き方法

本件対象文書 2 2011年3月18日、消費者庁のガイドライン改正「労働者以外の方からの通報であっても、当該通報が処分等の権限を有する行政機関への公益通報についての他の要件を満たす通報である場合には、当該行政機関は公益通報の場合と同様に対処する」に基づく、労働者以外の方からの公益通報の手続き方法